

# 労働・助成金情報 特急便

第 39 号 (2014 年 10 月) FAX : 092-409-9258

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257

昨今、メンタルヘルス不調者の増加とこれによる企業における対応が重要課題となっていますが、今回は平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法のストレスチェック制度について取り上げたいと思います。

なお、ストレスチェック制度は平成 27 年 12 月までに施行予定です。

## ストレスチェック制度の概要

### (1) 事業者に対するストレスチェック実施の義務付け

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務とされました。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とされました。

ストレスチェックの実施者は、今後省令で定められる予定であり、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士が含まれる予定です。また、チェック項目は、今後指針で標準的な項目が示される予定です。実施の頻度は今後省令で定められる予定で、1年以内ごとに1回以上とすることが想定されています。

### (2) 検査結果の通知

ストレスチェックの検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者を提供することは禁止されています。

### (3) 実施後のフォロー

ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、労働者が面接指導の申出をしたことを理由とする不利益な取扱いは禁止されます。この「一定の要件」については、今後省令で定められる予定ですが、「高ストレス」と判定された者などが含まれる予定です。

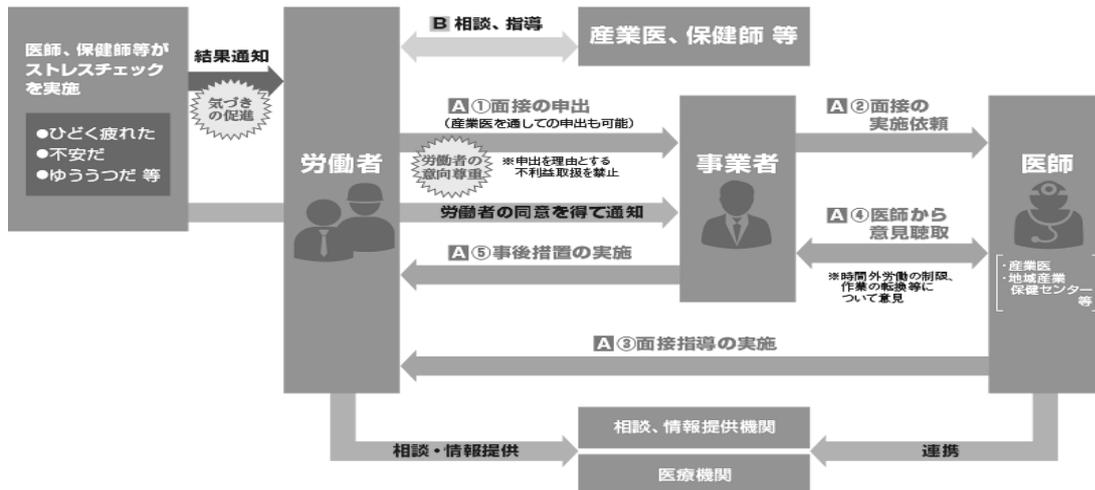
なお、事業者はこの面接指導の結果を記録しておかなければなりません。

また、事業者は面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴かなければなりません。

#### (4)労働者の実情を考慮した措置の実施

事業者は医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見を衛生委員会もしくは安全衛生委員会または労働時間等設定改善委員会へ報告その他適切な措置を講じなければなりません。

#### ✚ ストレスチェック制度の流れ



#### 職業性ストレス簡易調査票 (現在検討中のストレスチェックシートの一部を紹介します。)

A. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	そ う だ	そ ま う あ だ	ち や が や う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない -----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない -----	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない -----	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある -----	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ -----	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない-----	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ -----	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる -----	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる -----	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる -----	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない -----	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある -----	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない -----	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である -----	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない--	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている -----	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ -----	1	2	3	4